

2016年5月18日  
平成28年度 第1回事業者勉強会

# 1 マイナンバー制度

# 2 JR東海最高裁判決

## について

賛助会員 札幌総合法律事務所  
弁護士 石塚 慶如

# 自己紹介

- 札幌市出身
  - 立命館慶祥高校卒業
  - 立命館大学大学院 法務研究科修了
  - 平成21年弁護士登録
  - 高齢者障害者支援委員会所属
  - 札幌市高齢者虐待専門職チーム 所属
  - 豊平区在宅ケア連絡会 会員
- 
- 主な業務 ①虐待防止と対応、②成年後見・遺言、③介護事故・医療事故、④クレーム対策  
⑤交通事故、⑥保険法関連業務、⑦家事事件（離婚・相続など）。

## マイナンバー制度って何？

- 12ケタの番号を住民票コードのある全ての人に配布
- 税・社会保障・災害対策の目的で利用
- 制度利用で、国民の利便性向上と、行政の効率化を図る
- 通知カード、マイナンバーカードのどちらかで把握

## 2種類のカードの違いは？

	通知カード	マイナンバーカード
作成・交付手続	申請不要	申請・役所窓口で受領
有効期限	なし	20歳以上：10年 20歳未満：5年
素材	紙	プラスチックICカード
個人番号の記載	あり	あり
氏名・性別・住所・生年月日の記載	あり	あり
顔写真	なし	あり
電子証明書	なし	あり
本人確認と番号確認の方法	通知カード＋身分証明書（顔写真入り）	個人番号カードのみ
将来構想	番号通知のみ	様々

## マイナンバーカードは何のためにあるの？（今後含め）

- カードが公的な身分証明書となる
- 健康保険証や印鑑登録証などと統合が予定
- 行政手続への利用
- 民間のオンライン取引への利用
- 各種ポイントカードとの統合
- コンビニで印鑑証明書、住民票の取得が可能に

# マイナンバーを利用する場面

- 社会保障分野

年金、労働、医療福祉等

- 税分野

確定申告、源泉徴収、支払調書など

- 災害対策分野

被災者生活再建支援金支給事務

被災者台帳作成事務など

## 高齢者との関わりでいつマイナンバーを使うか？（一例）

- 介護保険関係（資格取得申請、保険料賦課、高額介護サービス費の支給申請など）
- 医療費控除の確定申告書
- 健康保険、後期高齢者医療保険等各種申請書

# マイナンバーはまだ制度が不確定です

大阪の焼肉店

マイナンバーの末尾4ケタが「4 1 2 9」、「1 1 2 9」の人にサービスする広告を出そう！

店が内閣官房の部署に確認

「マイナンバーの全部を見せるわけではないので問題ありません」

広告を出すと話題に

内閣官房から自粛要請→店も従う



# マイナンバー問題での責任について

## 1 民事責任

マイナンバーの流出に伴う損害賠償請求  
企業の著しい信用低下

## 2 刑事責任

正当な理由なく通知カードのコピーなどを渡す

4年以下の懲役又は200万円以下の罰金

# 個人情報流出に対する責任は重大！（１）

## 【事案概要】

Xの娘Aがユーイング肉腫に罹患し、医師Yが管理する病院に通院していた事実を、看護師Bが夫Cに対し、「重い病気にかかっている余命が短い若い子がいて、その母親は飲食店Dを経営しながら付き添い看護している。子どもがもしそうだったら、私はそんなことできない。」と言った。Cはその飲食店に行き、Xに対して「娘さんはあと半年の命なんやろ。」などと述べた。Xは医師からAの余命を聞かされたため、精神的苦痛を受けた。Aはその後まもなくユーイング肉腫により死亡した。Xは病院管理者であるYに対して使用者責任に基づく損害賠償を請求した。

## 【1審の判断（大分地判平成24年1月17日）】

BからCへの漏洩行為は私的になされたもので「事業執行と密接関連性がない」ため、使用者責任を認定するために必要な「事業の執行についてなされた違法行為」であるといえないとして、Bの責任は認めしたが医師Yの責任は否定した。

# 個人情報流出に対する責任は重大！（２）

【高裁判決 福岡高裁平成24年7月12日判決】

看護師Bは、医師Yの従業員として職務上知り得た秘密を勤務時間・場所の内外を問わず漏洩してはならないという不作為義務があり、Yもこれを監督する義務があったといえる。

Bが夫Cに対して行った漏洩行為や口止めをしなかった行為は不作為義務違反を構成し、事業に関する秘密が漏洩されている以上「事業の執行についてなされた違法行為」といえる。

Yの監督義務違反の存否については、Yは、①個人情報管理規定、②職員への周知、③規定の備置、④職員への誓約書の提出は行っていたが、指導は不十分であり、Bへの選任・監督上の相当の注意をしたとは認められない。110万円の損害賠償を認めた。

⇒（１）私的空間での漏洩行為でも医療機関が責任を負う場合がある

（２）個人情報規定の周知のみでは監督過失を免れられない

# 高齢者住宅でマイナンバーをどう扱うか？

Aさん（82歳・男性・要介護1）は、株式会社Bの運営する高齢者住宅（札幌市）で居住している。Aは認知症で、長谷川式（HDS-R）が14点という結果である。Aの妻は既に亡くなっており、長男は東京都在住でAの支援には消極的である。また、存命中の兄弟もいない。保佐人等もいない。

Aは、毎年30万円程度の医療費を支出している。また、株式配当や会社の役員報酬として年額300万円程度の収入がある。最近は、足腰が弱ってきたことから、介護認定の区分変更の必要性が出てきた。

平成27年12月ごろに、Aの手元に通知カードが届いたが、Aは自室内の書類や物をなくしては、誰かに盗られたと勘違いする傾向にあり、通知カードも紛失のおそれがある。長男にカード保管の打診をしたが、協力してもらえなかった。

Q 株式会社Bとしては、Aのマイナンバーをどのように取り扱ったらよいでしょうか？

# 対応方法として考えられること

## 【保管時の取扱】

- 本人保管困難 + 適切な代理人がない場合⇒Bにおける保管も可能
- 出来る限り、Aの意向確認を行い、その内容を記録化
- 確定申告書のコピーを保管する場合などは個人番号をマスキング
- Bは、個人番号取扱担当者を選任して厳重に保管
- 社内での個人情報取扱規程の策定
- 本人情報をマイナンバーとタグ付けしないで管理する

## 【申請時の取扱】

- Aの認知症の症状から、介護保険申請の代理権授与が困難な場合は、マイナンバーの記載が不要

(厚労省老健局平成27年12月15日付事務連絡、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)参照)

## 予想される不適切事例について

- 各事業所の職員が、介護保険申請等をするために本人のマイナンバーのコピーを直接やりとりし、コピーが行方不明になる。
- マイナンバーを含む個人情報データベース化され、職員誰もが閲覧できる状況となっていたため、ある職員が退職時にデータベースをコピーし、再就職先や居宅介護支援事業所に売り渡した
- 本人のマイナンバーを管理人室内の鍵のない机の引き出しに入れっぱなしになっていたところ、管理人室には深夜のアルバイトを含む多数の人が出入りしていたため、いつの間にかマイナンバーが紛失していた。
- 本人のマイナンバーが紛失した結果、多数の健康食品業者等からDMが来るようになり、本人がその気になって高額の商品購入をしてしまった。

## 職員等との関係でのマイナンバー対応

- 税金等の源泉徴収事務でマイナンバーが必要
- 請負や委任の場合は支払調書作成事務でマイナンバーが必要
- 講演会の実施等でもマイナンバーが必要
- 本人確認をすることが必要
- 短期バイトや離職者への対応の重要性が高い

# 本人確認の方法について

- 通知カードのみで本人確認不可
- 通知カード＋写真付き公的証明書が必要
- マイナンバーカードは単独で本人確認可能
- 既存従業員も本人確認必要
- 未成年者の場合は、本人確認＋親権者自身の本人確認＋戸籍謄本
- 代理人の場合は、本人確認＋代理人自身の本人確認＋委任状



# マイナンバーの取得時期について

- 原則は雇用時。ただし、雇用が確実な場合はその時点で取得可能。
- 1日限りの短期雇用者でもマイナンバーの取得が必要。
- 数日で離職してしまう場合や、短期雇用者は、マイナンバーの取得ができないおそれがあるので、内定時または勤務初日にマイナンバーを持参してもらうことが必須。

※ 取得し忘れがないように徹底することが重要

## マイナンバー取得にあたっての注意点

- 従業員からスムーズにマイナンバーを取得できるように、就業規則やサービス規律等で、マイナンバー提供義務を策定しておくが良い
- 従業員や取引先からマイナンバーの提供を拒絶された場合は、提供義務の存在を告げた上で拒絶されたことを報告書等に残しておく（税務署等への対応資料）
- マイナンバーは個人情報。そのため、マイナンバー取得時に利用目的の通知・公表をしておかないといけない（個人情報保護法15条、18条）。

※ただし、現在は個人情報5000件基準未満は不要。

# 個人情報保護法の重要改正について

- 平成27年に個人情報保護法が改正
  - 5000件基準（5000件を超える個人情報を保有する事業者のみが個人情報取扱事業者とすること）が撤廃されることに。
  - 1件でも個人情報を有する事業者は、個人情報保護法の事業者となることに。
  - 改正に伴い、個人情報取得に際し、取得目的の通知または公表が義務化
  - ホームページに適切なプライバシーポリシーを明示しないと違法となる可能性
  - 平成29年9月頃までに施行される
- 今から見直しを進めてください！

# マイナンバーの保管・管理体制について

- 従業員 101 人以上の事業者は、保管義務が厳格
- 100 人以下の事業者は原則的に義務が緩和されている
- チェック体制が十分かどうかの診断を受けることも重要

# マイナンバー豆知識

- マイナンバー制度で、職歴、所得、離婚歴、前科がバレる？  
⇒×（ただし預金は注意が必要）
- マイナンバー制度で、自分の個人情報全て筒抜けになる？  
⇒×（政府説明に基づく見解）
- マイナンバーで副業がバレる？  
⇒△

## 副業とマイナンバー

Q 当社は高齢者住宅を運営しています。若い従業員が多いのですが、最近業務時間中にひどく眠そうな女性従業員が数名おり、身なりも派手な様子であることから、夜間に別の所で働いているのではないかと懸念しています。当社の就業規則上、兼業禁止となっています。もし従業員が睡眠不足で注意力散漫になり、高齢者がケガするようなことがあっては困ります。今回のマイナンバーで、兼業を発見することはできませんか？

# 副業とマイナンバー

A 発見できる場合もあります。

副業も源泉徴収の場合、住民税は特別徴収（天引き）となりますが、徴収は主たる事業所から一括で行われます。そのため、支払っている給与に比べて住民税が高額な場合、兼業していることが判明します。

他方、副業が事業所得で源泉徴収がされていない場合には、本人が確定申告の際に住民税を特別徴収（天引き）ではなく普通徴収（自分で支払い）を選べます。この場合、会社へ送付される特別徴収税額決定通知書に、副業の事業所得が計上されないことが多いと思われます。必ず自動的に計上されないというわけではありませんが、市税事務所に事前申告があれば計上されない取扱とする役所が多いです。

# 認知症患者のJR東海事故判決について

- 認知症の高齢者は500万人を超える。遺族に賠償責任があるとした1、2審判決に違和感を覚えた人は少なくないだろう。高齢化社会を見据えた現実的な判断と評価したい。（毎日新聞3月2日朝刊 社説）
- 介護にあたる家族にとっては安心できる判決といえるが、今後さらに高齢化が進展する中、認知症高齢者の介護や安全確保、事故の際の損害賠償を、社会で支える体制はまだまだ不十分だ（京都新聞3月2日 社説）。
- 重すぎる責任と隣り合わせでは、在宅介護が立ちゆかなくなる。高齢者介護の現実を踏まえた妥当な判決といえよう。（産経新聞3月2日 社説）
- 高齢化が進み、老々介護や遠距離介護のケースも増えている。一律に責任を負わせず、個々の事情を丁寧に見る判断といえるだろう。ただどのような場合に責任が問われ、どのような場合は問われないかは必ずしも明確ではない。（日経新聞3月2日 社説）



# どのような事故か？

愛知県

事務所部分

自宅部分



妻 (85)



本人

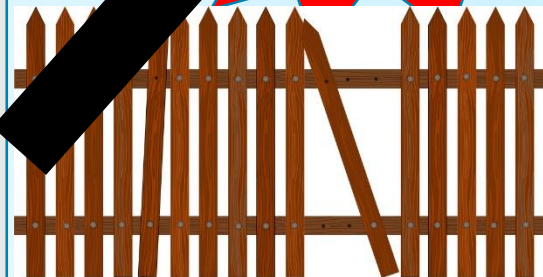
出入口

玄関

A 駅

B 駅

衝突



センサー付きチャイム設置するも、電源切られていた

排泄



長男の妻

片付け

横浜在住



長男

# 今回の事故までの経過（1）

- ・ 昭和20年から事故日まで 本人と妻 愛知県内で同居
- ・ 昭和57年から 長男 横浜市に転居
- ・ 平成12年12月から 本人 認知症の徴候
- ・ 平成14年3月 長男の妻 本人宅近所に転居して本人の介護補助
- ・ その頃から 長男 月1～3回程度 本人宅に行き状況報告受ける
- ・ 平成14年8月 本人 要介護1 11月 要介護2に
- ・ 平成15年3月 アルツハイマー型認知症の診断（平成14年10月時点で）
- ・ その頃 本人 妻や子の顔がわからない見当識障害発生
- ・ 平成16年2月 本人 見当識障害 記憶障害 認知症は中程度から重度
- ・ この頃 長男 事務所部分にセンサー付きチャイムを設置も電源切 シャッターは日中開放

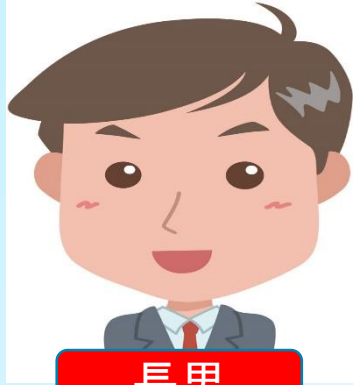
## 今回の事故までの経過（２）

- 平成17年8月早朝 本人 1人で外出して行方不明に 数時間後保護
- 平成18年1月ころまでに 妻 左右下肢に麻痺拘縮 要介護1に
- 平成18年12月 本人 1人でタクシー乗車 その後警察に保護
- その頃 長男の妻 本人氏名と長男妻の携帯番号を上着に縫い付ける 警察に相談
- その頃 長男 自宅にセンサー付きチャイムを設置
- その頃 家族ら 自宅玄関に施錠 しかし本人が揺するなど危険で中止
- その頃 本人 どこでも排尿するようになる
- 平成19年2月 本人 常時介護必要な状態と認定 要介護4に
- その頃 家族 特養を検討 空室問題と本人の状況から見送る
- その頃には 本人の買物：妻と長男の妻 金銭管理：妻 が行う

# 本件事故当日

- 平成19年12月7日午前7時  
長男の妻 本人宅へ 着替えと食事 その後デイサービスに送る
- 午後4時30分 本人 帰宅 自宅前で排尿
- その頃 長男の妻 排尿の片付け
- その頃 本人と妻 事務所部分で2人で過ごす
- 午後5時ころ 妻 疲れてまどろんで目を閉じる
- そのとき 本人 外出
- 本人 A駅からB駅に列車で向かい、排尿のためフェンス下に降りる
- 午後5時47分頃 B駅構内で事故発生

# 本件はどのように考えるべきでしょうか？



長男

列車遅延による振替輸送費用

約720万円を支払って！



妻



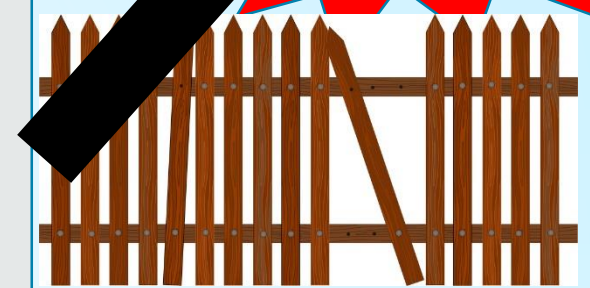
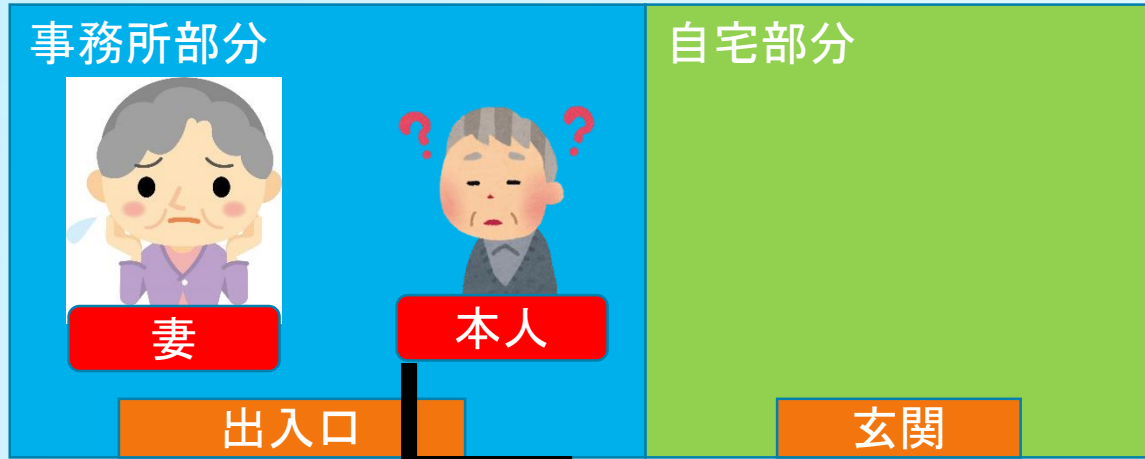
JR東海

# この事故の責任は？（再掲）

愛知県



衝突



センサー付きチャイム設置するも、電源切られていた

排泄

片付け

長男の妻

横浜在住

長男



# 今回問題となる法律の基礎知識

- 相手の権利を侵害した場合は、損害賠償しないといけない
- 本人が認知症等で善悪の判断つかない場合は、責任を問われない（責任能力）
- 本人に責任能力がなくても、本人を監督する法的義務があれば監督者が責任を負う。ただ、きちんと監督していれば責任は問われない。

⇒妻や長男は監督義務者なのか？

- 夫婦は、同居協力扶助義務が法律上存在する。

⇒この義務から妻が監督義務者といえるのか？

- 直系血族（親子など）は、扶養義務がある。

⇒この義務から長男は監督義務者といえるのか？

# 地方裁判所はどう判断したのか？

## (名古屋地裁平成25年8月9日判決)

- 長男は、介護方針の決定や重要財産の処分権限を事実上任されていた
- そのため、「社会通念上」、監督義務者と同視できる。
- それなのに、事故当日に事務所のセンサーチャイムを切っていた。
- 特養に入れないという判断をした。
  - ⇒長男は監督責任を果たしていない と判断
- 妻は監督義務者とはいえない。
- ただ、目を離せば被害発生のおそれを認識しているのに、目を離したため、妻自身の不法行為責任が発生する。
  - ⇒妻も損害賠償責任を負う と判断



# 高等裁判所はどう判断したのか？

(名古屋高裁平成26年4月24日判決)

- 妻は本人と夫婦なので、同居協力扶助義務がある
- それゆえ、本人が徘徊する場合は、妻に見守りや介護の義務がある
- それなのに、センサー設置等していない
  - ⇒妻は、監督義務があるのに、それを果たさなかった と判断
- 長男は本人と親子であり、扶養義務を負う
- ただ、扶養義務は経済的扶養のみで引取扶養を含まない
  - ⇒長男は、監督義務者ではなく、責任は負わない と判断

夫婦だとすぐに賠償義務が発生するのはおかしい！？

# 最高裁はどう判断したか？ (最高裁平成28年3月1日)

- ・ 夫婦の同居協力扶助義務から、監督義務があるとはできない
- ・ しかし、本人の身分関係や接触状況から加害行為の防止に向けて、監督を現に行い、その態様が事実上の監督を超えているなど、その監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情がある場合は、法定の監督義務者と同視して監督責任が認められる。

【今回の場合は？】

- ・ 妻 事故当時85歳。要介護1 ⇒監督は事実上不可能
- ・ 長男 横浜在住で20年以上本人と別居 ⇒監督は事実上不可能

妻、長男ともに、監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情はない と判断

# 認知症患者のJR東海事故判決について（再掲）

- 認知症の高齢者は500万人を超える。遺族に賠償責任があるとした1、2審判決に違和感を覚えた人は少なくないだろう。高齡化社会を見据えた現実的な判断と評価したい。（毎日新聞3月2日朝刊 社説）
- 介護にあたる家族にとっては安心できる判決といえるが、今後さらに高齡化が進展する中、認知症高齢者の介護や安全確保、事故の際の損害賠償を、社会で支える体制はまだまだ不十分だ（京都新聞3月2日 社説）。
- 重すぎる責任と隣り合わせでは、在宅介護が立ちゆかなくなる。高齡者介護の現実を踏まえた妥当な判決といえよう。（産経新聞3月2日 社説）
- 高齡化が進み、老々介護や遠距離介護のケースも増えている。一律に責任を負わず、個々の事情を丁寧に見る判断といえるだろう。ただどのような場合に責任が問われ、どのような場合は問われないかは必ずしも明確ではない。（日経新聞3月2日 社説）

## 判決の評価と残された問題

- 結果的に家族の責任が否定された点は概ね評価されている
- 責任を負う場合の基準が不明確
- 一生懸命介護した人に責任が発生するおそれ

# もし、長男の妻が「実の娘」だったら？

## 【最高裁の判断基準】

本人の身分関係や接触状況から加害行為の防止に向けて、監督を現に行い、その態様が事実上の監督を超えているなど、その監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情がある場合は、法定の監督義務者と同視して監督責任が認められる。

## 【今回の事実】

- 長男の妻は本人宅近くに7年前から転居
- 本人が認知症であることを警察に伝え、上着に自分の携帯電話番号を縫い付ける
- 本人の妻が要介護1のため、十分な介護能力があるのは長男妻しかいない
- 長男妻は、本人のための現実的介護を行っていた
- 仮に実の娘だとすると、センサーの電源や金銭管理等も任されていたと思われる

# 在宅介護における監督義務

- 責任能力のない認知症高齢者は、成年後見人が法定の義務者
- 後見人がいない場合は、法定の義務者は存在しない
- 施設やサ高住も、事実関係によっては監督義務者と同視できる者になる可能性がある
- 監督義務者から監督を引き受けた「代理監督者」にあたる可能性もある

# 訴訟に巻き込まれないための予防策とは？

- 住宅として行う事項について明確化する（契約書が明確か？）
- 本来できないことや、やってはいけないことをサービスでやっていないか？
- 認知症高齢者の対応ルールが策定、周知されているか？
- 夜間帯などに人員体制の不備はないか？
- （他方で）本人の徘徊予防として、虐待行為を行っていないか？

など、様々なことを検討する必要があります。

★一度、専門家とチェックすることが重要です！

★保険加入の有無と内容もチェックが必要です！

# ご清聴ありがとうございました

★ご質問・ご相談は、お気軽に下記までご連絡下さい!

★各種講演ご依頼もお待ちしております!

## 札幌総合法律事務所

弁護士 石塚慶如(いしづかやすゆき)

電話:011-281-8448

FAX:011-281-8458

Mail:ishizuka@sapporo-sogo-lo.com